

四街道市第4回農業委員会議事録

令和 7 年 7 月 9 日 (水)

第4回 農 業 委 員 会 総 会 会 議 次 第

日時：令和7年7月9日

午後2時

場所：福祉センター3階 会議室1

1. 開 会

2. 議事録署名委員の指名

10番 名児耶 晴 夫 委員

11番 小金井 貞 夫 委員

3. 議 事

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について

議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について

協議報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について

4. そ の 他

5. 閉 会

出席委員（１４名）議席順

１番 石川博行	２番 佐藤慎一
３番 栗山治	５番 中村礼奈
６番 三石浩	７番 佐藤由美子
８番 山崎哲保	９番 梅澤久史
１０番 名児耶晴夫	１１番 小金井貞夫
１２番 細野裕樹	１３番 江原智希
１４番 勝山高治	１５番 橋本豊

欠席委員なし

会議に出席した事務局職員の職・氏名

事務局長	齋藤 尚美
主任主事	酒井 哲也
主任主事	堀越 知佳

令和 7 年度第 4 回 定例農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 7 月 9 日（水）

午後 2 時 0 0 分より

場所：福祉センター 3 階 会議室 1

1. 開 会

○議 長（三石会長） 令和 7 年度第 4 回定例農業委員会総会を開会いたします。

2. 定数の確認と議事録署名委員の指名

本日の出席委員は 14 名ですので、会議規則第 9 条の規定により過半数を超えておりますので、会議の成立することをご報告いたします。

次に、本日の議事録署名委員 10 番名児耶委員、11 番小金井委員をお願いいたします。

本日は傍聴者がおりませんことをご報告いたします。

3. 議 事

○議 長 はじめに、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可について」の整理番号 1 項及び議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見について」の整理番号 1 項は関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 1 ページをお開き下さい。

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する許可についての整理番号 1 項及び 2 ページの議案第 2 号の農地法第 5 条の規定による許可申請に対する許可並びに送付の意見についての整理番号 1 項を一括してご説明いたします。

本案件は平成 29 年 7 月 28 日よりの一時転用が行われております営農型の太陽光発電施設の更新の申請です。

申請地は、農業振興地域内の農用地で、小名木川水系の水田が 10 ヘクタール以上連担する地域であることから、第 1 種農地であり、原則として農地転用ができない地域であります。営農を継続しながら農地に支柱を建て、上部に太陽光発電施設を設置する「営農型太陽光発電施設」の設置については、例外規定により、3 年間の一時転用に限り転用が可能となり、3 年ごとに更新することとなっております。

本申請は牧草とミョウガの作付単収が地域の平均単収と比べ 2 割以上減少していたため毎年

更新をしていましたが、令和6年度から全面ケナフの作付に変更したことにより、地域の平均単収と比べ2割以上減少しなくなり、県との調整により3年ごとの更新となりました。

議案第1号の整理番号1項については、長岡の畑1, 531平方メートルの上部を太陽光発電施設として使用するため、区分地上権を設定しております。

2ページをお開きください。

議案第2号の整理番号1項については、譲受人が本農地に対して、使用貸借権を設定し、畑1, 531平方メートルのうち0.54平方メートルを一時転用し、太陽光発電施設を設置しております。

施設の概要は、支柱111本を設置し、高さ3メートルの位置に総容量45.36キロワットの太陽光パネル336枚を設置しております。

一時転用の面積は、支柱111本の設置面積0.22平方メートル及び引き込みポールの基礎2か所で0.32平方メートル、合計0.54平方メートルとなっております。

周辺農地への被害防除ですが、北側・東側は道路、南側は水路のため、特に影響は及ぼさないものと考えております。

資金については、金融機関の残高証明書により確認しております。

位置につきましては16ページ及び17ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第1号の整理番号1項及び議案第2号整理番号1項につきましては、去る7月2日に第1班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○**中村委員** ただいま事務局の説明のあったとおり、この場所でケナフの栽培をされているということで現地調査をしました。まだ種がまかれていない状況だったので、イメージが取りにくいですが、高さは太陽光パネルを超えないぐらいという話もありました。詳しくは地区担当委員からよろしく願いいたします。

○**議 長** 続きまして、地区担当の栗山委員に説明をお願いします。

○**栗山委員** この案件について、事務局及び班長の説明のとおりですが、いくつか作物を設定してその内のケナフという形で利用しています。ただ、先ほどもあったように、実際に作付けしていた状況は確認が取れていないというのが実際のところなので、私の担当地区でもございますので、今後も確認をしながら行こうかなと思っているところです。収量等に関しては収穫業者の方が証明しているということでございますので、その通りだろうということで受けざる負えないのかなと思っているところです。

○**議 長** ただいま、議案第1号の整理番号1項及び議案第2号の整理番号1項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 収量の証明はどこで出るのですか。

○議 長 事務局

○事務局 申請の時に、千葉市でケナフを栽培している人が2ヶ所いるので、その方の平均を取って地域の平均的な単収というのを決めて、その8割以上取れると基準を満たすということになります。収量の証明については買い取り業者から、何キロ収穫しておりましたという報告を書類で出してもらっています。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 千葉県の平均というものを参考にしながら四街道もというイメージですか。

○議 長 事務局

○事務局 ケナフという作物が千葉県内に実績が少なくそもそも統計の資料がないということです。その場合は千葉県内で作っている人の実績をベースに判断するということしかないというふうになっておりまして、たまたま千葉市に作っている方が2件あったのでその方を参考にということです。

○議 長 細野委員

○細野委員 書類上は整っているのですが、実際に職員なり農業委員会の担当なりが言って、はたして言ったとおりの実態が伴っているかどうかという判断は、こういった説明でどう解釈すればいいのですか。申請上必要だからどこから書類を引っ張ってきて提出している。去年もその前もそういった状況ではないかという印象があるのですがどうなんでしょうか。

○議 長 事務局

○事務局 昨年から始めて植えたようなので、昨年の冬頃に収穫したのが最初なのです。その時に刈り取った量と金額というのは、会社が証明し書面で提出しておりますので問題はないと思います。

○議 長 他に質問はありますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議 長 初めに、議案第1号の整理番号1項につきまして、許可として賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第2号の整理番号1項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号1項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第1号の整理番号2項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 1ページをお開き下さい。

議案第1号の整理番号2項をご説明いたします。

譲受人は鹿放ヶ丘に居住しており、売買により畑10, 246平方メートルの所有権を移転するという申請です。

譲受人は、農業歴40年以上で乳牛の牧草等を耕作しており、トラクター等の乳牛用機器を多数所有しています。今回の申請地は事業所に隣接しており、今まで使用貸借により農地を使用していましたが、今回購入することにより飼育牛の粗飼料自給率100%の酪農経営飼料を安定して生産、管理することにより、営農に影響が発生しない経営となります。

位置につきましては、18ページ及び19ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第1号の整理番号2項につきましても、去る7月2日に第1班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 今事務局より説明のあったとおりです。特に問題はないと判断いたしました。詳しくは地区担当委員よりよろしく願いいたします。

○議 長 続きまして、地区担当の佐藤慎一委員に説明をお願いします。

○佐藤慎一委員 事務局及び班長の説明のとおりで追加で説明することは特にございません。

○議長 ただいま、議案第1号の整理番号2項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

○議長 議案第1号の整理番号2項につきまして、許可として賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号の整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第2号の整理番号2項から5項までは関連がありますので一括議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 2ページをお開き下さい。

議案第2号の整理番号2項から3ページの5項までを一括でご説明いたします。

申請地は、和良比の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、市街化区域に近く利便性がよく、近隣に住宅地があり造成ができるまとまった場所であるため、2,026.76㎡の農地を造成し専用住宅10戸を建築する計画をしました。

申請地は東側及び西側が道路及び住宅地で東側及び南側の一部が農地となっており、造成工事時に外周にブロック積を行い農地等への土砂の流出を防ぎます。

上水は市営水道で、下水道は各戸浄化槽を設置、雨水は浸透貯留槽を設置しオーバーフロー分はU字溝へ排水いたします。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。また、開発許可の申請は同時に行われております。

位置につきましては、21ページ及び22ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第2号の整理番号2項から5項までにつきましても、去る7月2日に第1班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 今事務局から説明のあったとおりですが、現地の南側に接続する道路が狭いのですがセットバックをして6メートルを確保するという計画と聞きました。真ん中の所に既存の住宅があるので、三つ住宅地が並んでできるような形になるということです。特に問題はないと考えました。詳しくは地区担当委員会よりお願いいたします。

○議 長 続いて、地区担当の石川委員に説明をお願いします。

○石川委員 申請内容につきましては、事務局及び班長の説明のとおりです。場所ですが、めいわ団地3丁目の外れで、道路挟んだ方の北側にあり四街道駅に近い方に開発がされる予定地があります。譲渡人の2名は兄弟で、1名のほうは畑と一部宅地になっているところですが、めいわ団地の造成になったときに造成地区から外れてしまいましたが、周りはほとんど宅地になっている状態です。周辺に農地はありますが、傾斜がついていて雨水等が農地に入ることはないと思います。またブロック塀も付けますので影響はないと思います。

○議 長 議案第2号の整理番号2項から5項までにつきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、採決を行います。

はじめに、議案第2号の整理番2項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号2項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第2号の整理番号3項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号3項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第 2 号の整理番号 4 項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号の整理番号 4 項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第 2 号の整理番号 5 項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議 長 全員賛成ですので、議案第 2 号の整理番号 5 項につきましては、可決いたします。

○議 長 続きまして、議案第 2 号の整理番号 6 項を議題とします。
事務局の説明をお願いします。

○事務局 3 ページをお開き下さい。

議案第 2 号の整理番号 6 項をご説明いたします。

申請地は、和良比の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね 10 ヘクタール未満であることから、第 2 種農地と判断されるところです。

申請人は、市街化区域に近く利便性がよく、近隣に住宅地があり造成に適した場所であるため、165㎡の農地を造成し専用住宅 1 戸を建築する計画をしました。

申請地は西側及び北側が道路及び住宅地で東側及び南側が農地となっており、外周にブロック積を行い農地等への土砂の流出を防ぎます。

上水は市営水道で、下水道は浄化槽を設置、雨水は浸透貯留槽を設置しオーバーフロー分は U 字溝へ排水いたします。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。また、開発許可の申請は同時に行われております。

位置につきましては、21 ページ及び 23 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○議 長 議案第 2 号の整理番号 6 項につきましても、去る 7 月 2 日に第 1 班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○中村委員 今事務局から説明のあったとおりですが、周辺はほとんど住宅地です。東側に農地が一部残っているような場所ですがいずれ住宅地に開発されてしまうような場所です。特に問題はないと考えました。詳しくは地区担当委員会よりお願いいたします。

○議長 続いて、地区担当の石川委員に説明をお願いします。

○石川委員 申請内容につきましては、事務局及び班長の説明のとおりです。場所ですが、めいわのメイン道路の反対側で開発がされなかった畑になります。この場所の奥に以前開発がされている道路が真ん中に入った状態になっておりまして、本地の並びはすべて住宅地になっており1件建築されております。譲渡人が畑を残した場所もありますが大きい畑を分筆して165㎡の畑を開発したと聞きました。

○議長 議案第2号の整理番号6項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第2号の整理番号6項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号の整理番号6項につきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、議案第2号の整理番号7項を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 4ページをお開き下さい。

議案第2号の整理番号7項をご説明いたします。

申請地は、大日の畑で住宅の用又は事業の用に供する施設が連たんする区域に近接する区域内にある農地で、その規模が概ね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されるところです。

申請人は、自動車整備工場を経営し活動しておりましたが、昨今大型トレーラーやトラックなどの整備が増えており、既存施設では整備場所、駐車スペースなどが手狭となり拡張するため計画しました。

申請地は、既存事業所に隣接している2,054㎡の農地で、大型車の旋回スペース及び駐車スペースに十分な面積を備えていることから選定しました。

雨水は、砂利敷のため自然浸透とします。隣接地は土留をし、ブロック 3 段積み及びフェンスを設置し土砂流出等の防止に努めます。

資金につきましては、自己資金で賄うこととし、金融機関の残高証明書により確認しております。

他法令関係ですが、埋立は行わないので、市の残土条例には該当いたしません。

位置につきましては、18 ページ及び 20 ページの案内図をご覧ください。

説明は以上です。

○**議 長** 議案第 2 号の整理番号 7 項につきましても、去る 7 月 2 日に第 1 班による事前調査会が行なわれております。

班長の中村委員に説明をお願いします。

○**中村委員** 今事務局から説明のあったとおりですが、大型車が入るということでどういうふうに入るのかと質問しましたところ、広い道路に面した譲受人の現在の敷地を通して侵入することでした。特に 1 班としては問題ないと考えました。詳しくは地区担当委員会よりお願いいたします。

○**議 長** 続いて、地区担当の名児耶委員に説明をお願いします。

○**名児耶委員** 申請内容につきましては、事務局及び班長の説明のとおりです。今まで従業員の駐車場もない状況で大型トラックやトレーラーの修理をしておりますスペースが全くたらないということで、今回の申請になったと聞いております。

○**議 長** 議案第 2 号の整理番号 7 項につきまして、事務局及び班長、地区担当の委員から説明がありました。

質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○**議 長** 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第 2 号の整理番号 7 項につきまして、許可相当として、県に進達することに賛成される方の、挙手を求めます。

(全員賛成)

○**議 長** 全員賛成ですので、議案第 2 号の整理番号 7 項につきましては、可決いたします。

○**議 長** 続きまして、議案第 3 号「令和 7 年度第 4 次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。

事務局の説明をお願いします。

○事務局 5ページをお開き下さい。

議案第3号 令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、四街道市長より、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画案について意見を求められ、審議を求めるものです。

○議長 続きまして、産業振興課より説明をお願いいたします。

○産業振興課 内容については6ページから8ページになります。

第4次農用地利用集積等促進計画案です。今回は、新規が1件です。

甲の欄、利用権の設定をする者は1人です。乙の欄、利用権の設定を受ける者、兼、転貸を行う者は、公益社団法人千葉県園芸協会です。丙の欄、転貸を受ける者は1人です。

番号1につきまして、大日の畑1筆で新規、利用権の種類は賃借権、内容は樹園地として利用、期間は5年です。

7ページをお開きください。

令和7年度第4次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の農業経営の状況等です。内容は、記載のとおりです。

8ページをお開きください。

令和7年度第1次農用地利用集積等促進計画による転貸を受ける者の集計表です。説明は以上です。

○議長 議案第3号につきまして、事務局及び産業振興課から説明がありました。質問等はございますか。

(質問・意見なし)

○議長 質問が無いようですので、採決を行います。

議案第3号につきまして、賛成される方の挙手を求めます。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号につきましては、可決いたします。

○議長 続きまして、協議報告第1号「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 9ページをお開き下さい。

協議報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項の1件です。市街化区域内の農地の所有権を有する者が自ら農地を、専用住宅に転用するという届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 続きまして、協議報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 10ページをお開き下さい。

協議報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について、事務局処務規程第7条に基づき専決処分したのでご報告いたします。

整理番号1項から12ページの9項までの9件です。いずれも市街化区域内の農地の所有権を有する者以外の者が、所有権の移転し、専用住宅7軒、公衆用道路1件、共同住宅1件に転用する届出です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 続きまして、協議報告第3号「農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 13ページをお開き下さい。

協議報告第3号 農地法第5条許可に伴う工事の完了報告について、工事完了報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項の資材置場及び車両置場への転用につきましては、6月17日に細野委員と事務局で現地を確認したところ、完了しておりました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○**議長** 続きまして、協議報告第4号「相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について」事務局の説明をお願いします。

○**事務局** 14ページをお開き下さい。

協議報告第4号 相続税の納税猶予に係る農業経営の継続証明について、証明書の交付願いがありましたので、現地調査を行い証明書を発行いたしましたのでご報告いたします。

整理番号1の和良比の畑3筆の8, 279.74平方メートルにつきましては、6月10日に石川委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

整理番号2の物井の畑2筆の2, 668平方メートルにつきましては、6月13日に栗山委

員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

整理番号3の大日の畑2筆の4, 227平方メートルにつきましては、6月13日に佐藤慎一委員と事務局で現地調査を行い、農園用地貸付を行っているほか、自らも農地として利用していることを確認いたしました。

整理番号4の物井の畑1筆の1, 249平方メートルにつきましては、6月30日に栗山委員と事務局で現地調査を行い、自ら農地として利用していることを確認いたしました。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 続きまして、協議報告第5号「農地転用許可後の工事進捗状況報告について」事務局の説明をお願いします。

○事務局 15ページをお開き下さい。

協議報告第5号 農地転用許可後の工事進捗状況報告について報告書の提出がありましたのでご報告いたします。

整理番号1項及び2項の車両及び資材置場と道路拡幅については、現在造成中です。

内容は、記載のとおりです。

説明は以上です。

○議 長 協議報告第1号から第5号までについて、事務局から説明がありました。質問はございますか。

(質問・意見なし)

○議 長 質問が無いようですので、協議報告第1号から第5号までは、終了いたします。

○議 長 以上で、本日の議案及び協議報告については終了しますが、議案及び協議報告に関しその他として何かありますか。

4. その他

○議 長 栗山委員

○栗山委員 前回に話をさせていただいた中で、鹿島川沿いの地区は農用地ではなくて他に転用したほうがいいのかという意見があったと思うのですが、今回四街道市の2025年版のハザードマップを持ってきました。こちら市内に全戸配布されているものですが、この中で防災ハザードマップを確認していただきますと、鹿島川に関しては流域のほぼ全域が洪水浸水想定区域となっておりまして、5メートル未満の浸水が予想される地区になっている。なおかつ小名木川沿いに関しても四街道市に関しては浸水地区となっておるところでございます。

す。ここに関しては確かにＪＲが通っていて利便性がいいところではあると思うのですが、どうしても治水の観点から考えますと、印旛沼のほうに水が集まってしまうと、どうしても鹿島川流域に関しては溢れてしまうという状況があります。この状況で農業地以外に利用するのはたして本当に、水稻以外にできるのかかなり疑問なところがあると思います。ですので念のため地区の委員として、ここが農用地として生きているところであり、その理由としては水利の関係が影響しておりますのでそれがあります。そのうえで、農用地として進行したほうがいい土地として、また地区の担当委員として申し上げる所存であります。１種農地がそれ以外のもの適しているという話がありましたので、はたして本当にそうなのかという地区委員としては意義のあるものだと思います。また、私、鹿島川土地改良区の理事もやっておりますので、土地改良区としても農用地として利用価値の高い所であります。できれば田としての土地改良を進めて、より生産性の高い農地としての位置を、市としては進めていくべきではないかと思います。意見として、そういう土地柄であるという認識を持っていただきたいと思ひまして説明させていただきました。

○議 長 他に何かありますか。

○議 長 橋本委員

○橋本委員 山梨、物井あたりでは、かなめの農地だと思うのです。でありながら１０アールという農地では現状ダメなのです。ダメというのを誰も認識しない農業者も行政側も。どうなるか分からないが誰かが始めないと意見で終わってしまう。何か方法がないかと思います。

○議 長 事務局

○事務局 栗山委員及び橋本委員からご意見をいただきましたけれども、四街道市の田が１０アールという耕作しにくい土地という現状のことは、市産業振興課のほうに伝えてあり現状を把握しております。しかし現状すぐに出来るかというところで、地権者の方もおられますし、問題もあると思います。今年４月からの地域計画も策定しましたので、１０年後の四街道市がどういった農地を守っていくかということを想定して作っております。それに基づいて、農業委員会や市の農政は、優良な農地については守っていくということで、今後も動いていくと思いますので、ご心配されていることは非常によくわかるのですが、市の担当の方とも相談しながら、また、皆さんのご意見を伺いながら、地域計画に即したかたちで進めさせていただければと思います。ただ具体的にどういうふうに進めていくかというのは、今申し上げられませんが市の担当部署の方と検討したいと思いますので時間をいただければと思います。

○議 長 山崎委員

○山崎委員 実際に地区計画ができてどうしようかというときに、亀崎という区画を含めて水田が多いということ。ただ単純に耕地面積を広げていきたいと思いますというのは、一つの方法であ

り、それがベストだということではないかもしれない。亀崎だけの中でも場所が違います。鹿島川沿いのところもあるし少し高地の上があったところもある。逆に県道を佐倉のほうに行きますと、県道の内側は四街道市の地番ではなく佐倉市なのです。地区計画を作るにあたって耕地整理のことを色々調べさせていただきました。ただ単に地域ごとに市の方針を含めて地域の中で意見を出して行ってくださいということが出てきているのですが、実際地域の中でできるかということです。水路に関しても3地区が共有しているし、佐倉市も関係しているので四街道市だけでいいのかという議論も出てくるとなると、地域だけでそれがまとまりきれるかという問題になる。幅広く問題が出てきます。実際亀崎の中で正式には言えませんが、準備委員会というようなものを発足しようかというところまでは来ています。現在は勉強会をどう行っていくかと。今近いのは一地区が進めておりますが、その地区もいろいろな問題があるという話を聞いております。そういうものをどう整理していこうかという時に、地域で頑張ってくださいよと言われると、地域で解決できないものがいっぱい出てきており、ある程度市で音頭を取っていただきたい。行政がどう考えるかきちっと方向性を。すぐにどうのこうのというのは難しい問題だと思いますが、方向性というものを示していただくことと、コーディネーターをやる方、農業会議が私たちはいますよと言ったって聞いているだけで、実際に地域に入ってきてこうだとか、この地域はこうだとかというようなものを話し合いながらも、どこから仕掛けたらいいかということは、非常に難しいものだと思います。そういう所からでもいいと思いますが、行政サイドとして何処をこうしたらいいのかとか、どういう問題があるのかということのを逆に投げかけていただくと、地域としても一歩踏み出せるのかなと思います。明日から直にということではないですが、そういう意見を地域の方々と話して聞いておりますと、地域の方も温度差というのがあります。今のままで通りでという方もおります。でも違う方はやっていけないから直ぐにでもやってよという方もおります。そういうように地域の中でも温度差があって、そういうのもあって回答として一つの答えとして出すというのは非常に難しいところがあります。ですから一枚市役所が噛んでいただけると助かると思います。

○議 長 栗山委員

○栗山委員 鹿島川土地改良区の中でも話をすることがあります。その中の水利の話になりますが、物井地区に関して、物井地区、亀崎、佐倉2地区の4地区で水利をもっている形になり、どうしても佐倉市が入ってきます。山梨地区は佐倉の馬渡と山梨で水利を共有している形で、馬渡の方から水が流れてきます。水利の関係で土地改良をしていかざるを得ないところがあります。四街道地区、佐倉地区は共に行政をまたいで水利が存在しているところがございますので、四街道市、佐倉市の中で何らかの接触を試みていただきたいと思います。また、土地改良区の方でも佐倉市の理事の方にはその旨伝えていこうと思いますのでよろしく願いいたします。

○議 長 他にありますか。

(意見なし)

○議 長 次に、事務局より連絡事項等ありますか。

(なし)

○議 長 次に、会議次第の裏面をご覧ください。

8月の開催予定については、事前調査会が8月1日の金曜日に、第2班の委員にお願いいたします。

また、総会は、8月5日の火曜日、午後2時から、場所は、福祉センター3階会議室1です。

また、農地相談日は、8月1日を予定しておりますので、担当委員は、事務局から連絡がありましたら、お願いします。

5. 閉 会

○議 長 以上で、本日の日程はすべて終了いたしましたので、会議を閉会します。

終了 午後3時00分

令和7年7月9日

農業委員会長

議事録署名委員

10番

11番